

## 五月三日の会 通信

日本独文学会総会に際しての

### 「呼びかけ」

昨年五月三日私たちは、日本独文学会総会にさいして、諸大学にみられる「教官処分」について問題を提起し、会員の方々の注意を喚起し、かつ、進行してある「政治的規制」にたいする私たちのたたかいを始めるべく、同日「五月三日の会」を結成しました。

当時確認されていた事実は、その後ますます進展し、予感されていた事態は次第に顕在化してきました。神戸大学松下昇氏にたいしては、多くの抗議にも拘らず、まったくの論理ぬきの懲戒免職が決定し、加うるに裁判所の権力をも用いての思想と表現への弾圧が同氏に加えられています。岡山大学の坂本守信、萩原勝両氏に対する停職処分の矛盾は、昨年八月の岡山において開かれた人事院の公平審理の場で、徹底的に明らかとなりました。そしていま各地では、この他、①「教授会への批判を公表しただけの理由で懲罰動議が出され」②「学生処分と並行して教官処分への準

備が進められ」ています。

こんにち、「ある特定の政治的立場をとるもの」とのレッテルのもとに、権力にたいする批判者は、その発言と行動の場を封殺されています。権力と政治の在り方に無批判であるものが、果して、「特定の政治的立場をとっていない」といいうのでしょうか。こんにちの社会の構造は、みせかけの「民主主義」の名のもとに少数の突出た批判者を反批判してしたり頗ができるほどの、安易な立場を許さなくなっています。歴史が、そしてとくに芸術と文学の歴史が私たちに示すように、真実を探るものは、つねに時代の突出した、たたかいの担い手でありました。非難されてよい個人の恣意は、傍観者の側にこそあります。

かつての「無知ゆえの罪」と「犯罪への無言の協力」が、いまや知った上での意図的な協力となつて現状の中で、私たちは最低限の運動の場として、会の「通信」の刊行をつづけ、かつ、不当な弾圧にたいする抵抗の運動への協力を呼びかけてきました。幸いに多くの方々の支持を得、また、予期以上の協力の申し出をうけてきました。私たちは、ただそれのみの自足には陥らず、今後も活動を続けてゆく覚悟です。

目	次
一 日本独文学会総会に際しての「呼びかけ」	7
二 神戸、六甲台から	2
三 岡山から	3
四 東京理科大学からの報告	4

6. VII  
1971

いまここに、簡単な経過の報告を行い、かつ今後のご支持と新たなる運動への参加を呼びかける次第です。

一九七一年五月八日

神戸・六甲台から

「五月三日の会」世話人

「松下さんの闘争は、つぎのかれ自身のピラが語るように、刑  
へ事▽裁判、民へ事▽裁判、人へ事▽院審理、その他のへ事▽を  
重層された△へ事▽闘争として、持続的に展開されています。こ  
の号では、その重層性を見わたせるピラを冒頭におき、以下、そ  
れへの附注というかたちで各資料を掲載します」

五  
。一ビラ以後

△私△の表現に対する権力の重層した圧絞の構造が、いまだかつてないような相貌で展開されつつあります。これらを同時に、統一的に解体していくためにも、まず△へ事△斗争のいくつかの経過を記します。

刑△事△裁判

かし六月十五日午後一時から仮装被告団は、神戸大学学生会館で、裁判に関するあらゆる問題についての討論を計画して

重要な暗示を与えてくれそうです。私は、いま、それらの一冊づつの本の著者、訳者、出版者、所有者などに対するアピールを準備中です。

なお、権力がこの問題を刑へ事＼、民へ事＼のいづれの方法で裁判にもちこむか不確定で、これは逆に、この問題に限らず刑へ事＼裁判と民へ事＼裁判の統一公判要求の根拠を導きだしてゐるようと思われます。

一才一回公開審理が、七月十九日から二十三日まで（午前十時～午後五時）兵庫県の遺族会館（神戸市花隈町一―六、TEL 3二九五二、5〇三四八）で開かれます。宿泊もできるので希望者は連絡して下さい。

代理人名簿の作成は、まだやつていません。私たちが多忙とすることもありますが、それ以上に、刑へ事▽、民へ事▽斗争にかかる人はその度合いだけすでに人へ事▽院斗争へかかわっているはずだと考えるし、また、代理人名簿に名前をかす位ならよい、という発想をうち破つておきたいからです。代理人の資格、期限はありませんが、具体的には、当日会場へ来られた人が直接、公平委員会に申し出て着席することになるでしょう。

二 出席する人は、少くとも次の資料が必要です。  
八分審査説明書

### 処分理由説明書

あらためてプリントする余裕がないのでどこかに転載されていいるものを各自で、準備、検討して下さい。

「右のビラでいわれている「五・一ビラ」は、つぎの「日付の  
むこうへの出立」を意味する。これは五月八／九日のドイツ文学  
会総会の会場でも配布された。」

に立候補するという仮装組織論の実験をしてしまった（教職員の対立候補が現われましたが、私の公開質問状に答えないでの選挙はまだおこなわれていません。くわしくは別のピラに書きます）。

二 前項と関連して、教職員組合あてに、私を組合員であるかどうかについて公開質問状を出していたのですが、五月三十一日の回答によると組合費を滞納しているので（学会費を想い出します！）権利停止の組合員であるから、処分について組合は積極的に動かない。もし組合員資格や処分について総会を開けば、あなたに不利な結論になることは明らかなので、そつとしてある、ということでした。ここにみられる問題は日本の労働者運動の現状とも交差していくので、これからも持続的にかかわっていきます。

处分者の答弁書  
諸处分者の反論書  
その他のへ事▽柄

---

備討論集会で配布する予定です。く午後

处分者の答弁書  
諸处分者の反論書

---

一七月十一日と十八日のそれぞれ一時から神戸大學生会館で開催する予定です。午後備討論集会で配布する予定です。

のべる問題を含めて末踏の領域を拓いていきたいと考えています。

○一 民へ事▽裁判  
（四・一七）、脇阪氏（五・三）、私の子供たち（五・五）から異議申立書を提出しましたが、国家はこの共同斗争に怖れをなしたのか、五・二〇にあらためて私を被告とする訴状を提出し、事件を簡裁から地裁へ移送することによつて前述の文書を無効にしようと意図しています。いまのところ弁護士不在のまま裁判斗争に入ることになりそうですが、次項に

おり、各被告の求釈明書などの資料を飛翻させていくつもりです。

## 日付のむこうへの出立

業開始宣言。

五月の予定

一九七〇・四・八 松下処分教授会の粉碎斗争、四十一名逮捕。

一九七一・四・八 仮装被告（団）、ピラ「いくつかの報告とお願い」を配布。同じ日に裁判所は、松下研究室への立入禁止仮処分を決定

四・九 正午までに研究室内の私物を持ち出せ、と教養部長から通告。正午から七時間、松下他数名を中心にして研究室で自主講座。一度にわたる教職員の退去要求を粉碎。夜、カギ穴にガムをつめて、運動する研究室としての六甲空間へ出立。当局は朝までかかつて室内の物品を某所に留置したが、空間性そのものに手をふることは不可能であった。裁判所へ異議申立書提出→口頭弁論開始五月？

四・一四 研究室再占拠斗争。いたるところに巨大なラクガキが出現。

四・二一 二年ぶりに授業に使用されはじめたB一〇九再占拠斗争。哲学のK講師は、追求に何一つ答えられないまま休講を宣言して逃亡。

四・二四 教養部長から松下あてに、再び授業妨害すれば告訴するという文書による警告。これを直ちにマス・ブリし、自主講座資料として配布。

四・二八 松下、沈黙したまゝB一〇九空間に存在し続けることによって大学権力、授業……などのギマンを粉碎。今後、毎週水曜午後にこのよう拡大自主講座をおこなり、という授

ハ ヴ裁判のオ四回公判期日は、まだ不確定（三月十日のオ三回公判で権力は完全に破壊し、制裁々判の被告に対する決定も公判調書の作成もできない）。ですが、仮装被告団は、六月十五日を設定しています。全ての仮装被告は、本質的な求釈明書を五月末までに松下あてに送付した上で、これから法廷で、その文書を媒介にして登場できます。研究図書の返還要求→裁判もおもしろくなつてくるでしょう。

六月の予定

ハ ヴ裁判のオ四回公判期日は、まだ不確定（三月十日のオ三回公判で権力は完全に破壊し、制裁々判の被告に対する決定も公判調書の作成もできない）。ですが、仮装被告団は、六月十五日を設定しています。

七月の予定。（刑事、民事、人事の三つの重層性に注目！）全般的な求釈明書を五月末までに松下あてに送付した上で、これから法廷で、その文書を媒介にして発言して下さい。

七・一九（二十三）松下処分に関する人事院のオ一回公開審理、兵庫県遺族会館（高速神戸線、花隅駅から北へ徒歩六分）代理人募集中。

ここに表現してある日付のむこうへ、どのように出立していくか、が全てのハ私ハにつきつけられています。資料のほしい人や、意見を提起される人は、左記へ連絡されたり

一九七一・五・一

神戸市灘区高羽楠丘十

松上昇

\* \* \*

「刑ハ事ハ裁判、一、に関連して。

次回公判期日はなお未定。神戸地裁は七月二一日を提案してきたので、その日は人事院審理と重なるから、刑ハ事ハ・人ハ事ハの統一審理を、と希望したが容れられなかつた。したがつて七月も「休庭」が続く。私たちによる法廷での求釈明は、さらに準備期間をもつこととなつた。ここには、いままでに松下さんのものへ寄せられているハ仮装被告（団）ハの求釈明書のうちから、坂本守信、荻原勝、菅谷規矩雄の三氏の文章を、とりあえず掲載する。」

## 求釈明書

四五・五・二三付の起訴状について

一、被告人はドイツ語の何を担当していたのか、  
(毒師『身分』)→ドイツ語を担当)

二、時間割を神戸大学が定めたのか、その根拠は

第一、三、神戸大学教養部B棟B一〇九教室とは何をするところか、刑務所もしくはキャバレーとの本質的ちがいについて

四、「学生ら二十数名と共謀のうえ」とあるが、本件で起訴されている「被告」が一名しかいないのはなぜか

五、併列目までを前列といふのか

六、学生が教室の席に坐るのが何故占拠なのか、

七、二十数名以外の学生も坐っていたと思われるが、それらの学生は占拠していないかったのか、

八、湯浅光朝および小林正光が退去を要求する根拠は何か。

九、湯浅および小林は誰に対して退去を要求したのか、

十、被告人は前列の二十数名に対してもだけ「ここで大学問題を……」とよびかけたのか、

十一、混乱とはどういう状態をいうのか、

十二、教師と学生が教室の中に入ると授業が妨害されるのか、

十三、「授業および試験を拒否している」被告人と何故被告人に

十四、「学生ら約一〇〇名とともに」とあるが、本件で起訴されている「被告」が四名しかいないのは何故か、

十五、扉を閉ずるはどういうことか、

十六、被告人は教授会に出席したのではないのか、

十七、被告人の処分問題を検討審議するため開催された教授会において出席者が「松下処分問題についてどう思うか」ときくことは、処分問題について検討審議していることではないのか、

十八、大学の業務とは何か、

十九、多数の威力を示されると大学の業務はできないのか。

二十、「森川佳津子ら学生約四〇名と共謀のうえ」とあるが、本件で起訴されている「被告」が三名しかいないのは何故か。

二十一、被告人はくたびれるので坐つたのではないのか、

二十二、「被告人は……ものである」とあるが、「ものである

とはどういう意味か、

四五・十一・七付の起訴状について

- 一、神戸大学教養部B棟一階一〇八教室の黒板の使用の目的は何か、またそれは何によつて定められるものか、
- 二、黒板が「使用不能」とはどういう状態をいうのか、
- 三、「「く」』と書いてあるのはひらがなのくか、それともデザインか、
- 四、「「く」の字』とあるが、その大きさはたて、よこ、はば、それぞれ明示されたい。
- 五、「「く」の字』は六個ではないのか、
- 六、「く」に何故「」が付いているのか、
- 七、黒板に字などを書いてはいけないのか、
- 八、一二個の十二」という数字が悪いのか、

一つであつたらいいのか、

坂本守信

祝明要要求書

起訴提起者（四五・五・二三日付、四五、一一・七日付）は松下昇氏の表現行為を、これが持つ思想の個有の質、また、これが生じた具体的な背景へいわゆる神戸大紛争あるいは大学紛争一般）を無視して、刑法の水準に一般化、抽象化して取り上げているが、このことは、たとえば、思想上の問題を刑事事件にすりかえたといふよりは、起訴提起者自らの思想（人間的立場）の表現行為を行なつてゐるのであつて、思想で思想を裁いていることが明らかになつてゐるのである。

は検察官といえども「告発」において主体としては無である。

六、いかにもこの「表現」はひとついやしがたい（修復不能の）傷口である。この傷口は、ただに物体の傷口であるにとどまらず、この世界に現存するわたし（たち）と事物との関係にあたえられたゆがみ、きしみから発する存在そのものの傷口なのだ。わたし（たち）が表現において変革し解放しようとするのは、わたし（たち）自身のみならず、わたし（たち）をとりまくすべての事物でもあるのである。国家の所有と管理のもとに「道具」として抑圧されている事物が、わたし（たち）とのふれあいにおいて、いかなる叫びを発しようとしているかを、すべての出廷者は目撃せよ。

殿

荻原勝

昭和四六年五月十五日

三、思想が思想を裁くことができるとする、あるいは、同じことだが、人間が人間を裁くことができるとするその思想的、法的根拠を問う。

四、以上一、二、三の各項の求祝明にもとづいて、さらに、どのような水準で人間を裁こうとしているのか、起訴提起者の人間的立場をあらためて問う。

五、以上、祝明を要求する。

—6—

求祝明書

一、本件において、検察（官）は、いかなる意味においても告発者たるに価しない。告発が存在しうるとすれば、それは検察官（國家）が、特定の個人を告発することではありえないからである。

二、「く」の字型一二箇を認識したことを持つて、検察者が告発（起訴の根拠とする）のであれば、わたし（たち）仮装被告（団）は、この認難がそもそも虚妄であることを証明するであろう。

三、ゆえに「被告」の人定、起訴状朗説いぜんに、なによりも当該へ黒板表現を出廷せしめよ。

虚妄なるへ起訴状にかわつて、このへ黒板表現じたいが、本件におけるへ告発が、ほんとうは、なによつて、なににたいしてなされてゐるかを、すべての出廷者にしめすであろう。

四、本件はへ表現を本質とするゆえに、いつ、いかなる時と処にも、連続し、拡大しうるのである。すなわち当該へ黒板表現は、一回かぎり偶發するのみで過去化されるへ事件のへ証拠品ではありえない。表現が存在する限り、本件はへ法廷へさえもへ事件現場とし、持続、拡大しうるのである。ゆえにすべての出廷者はまずへ事件の目撃者たれ。

菅谷規矩雄

\*

\*

\*

\*

「刑へ事裁判、二、に関連して。

松下さんと橋本さんによる最高裁への特別抗告申立書は、重要な内容のものが長文なので、ここには、松下さん自身によつて約三分の一に圧縮された要旨をのせる。」

特別抗告申立書

申立人

五  
板表現から発せられる叫びをききとることのできないもの

かにされているのである。あるいは、人間が人間を裁いているのだといつても同じことである。

松下昇氏の起訴を通じて「個人の思想の自由」という原理の上に立つて、あるいは、その原理の確立として展開した近代法の幻想性（普遍性があるとする空想性、自惚れ……）が宿命的に露呈、告発され、従つて、また、その幻想性が崩壊してゆく過程もまた明らかにされてゆこうとしているのであり、近代法の法体系系統体の矛盾が暴露されてゆくのであるが、それにもかかわらず、この幻想性の上に立つて起訴を提起するならば、その提起者は次にかかる諸項に対して自らの人間的立場を明らかにし、社会的に公開しなければならない。

一、告発された幻想性を保持しようとするその思想的根拠を問う。

二、告発された幻想性の水準で人間を裁きうるとするその法的根拠を問う。

—7—

## I 申立の趣旨

すでに昭和四六年五月九日付の文書で特別抗告の意志を表明したが、ここに、その趣旨をあらためて提起する。

大阪高等裁判所が下した昭和四六年秋(ほ)オ一號

△松下 昇／に関する決定、昭和四六年秋(ほ)オ二號

△橋本和義／に関する決定、および前記のそれぞれの決定の密接な関連をもつところの、前記被告団に対するオ二回公判後に神戸地方裁判所がおこなつた松下昇、橋本和義、上原孝仁／に関する文書記録のない制裁裁判(従つてオ一公判後に行なわれた△佐々木葉一、金本浩一／に対する同質の措置を含む)は、全て憲法を含む法体系の根柢の解釈に誤りがあるので取消す、との裁判を求める。

さらに私たちは、これらの一連の事件を、仮装被告団に対する全公判過程のうみだす問題が垂直方向で先行的かつ集約的に表現されているものとして把握しつつあるので、この水準で次回公判までに裁判をおこなうことを求める。

## II 総論

一、特別抗告制度の本質的な意味はなにか。(要旨)

特別抗告は、法廷等の秩序維持に関する法律にもとづいておこなわれるが、これを刑事訴訟法の上告と比較すれば、後者は裁判の全过程に対する異議を問題にするため前者にはない口頭弁論の機会を与えている。しかし、本来、双方の区別は幅をもつて解されるべきであり、被告側が申し出た場合には、前者にも口頭弁論や、証人の意見聴取などを許すことが必要である。それが特別抗告、上告のいづれにおいても提起の条件である。

憲法位相の争点、という意味を真に生かすことであろう。とくに本件の場合は、その主旨に述べたように上告に準ずる手続を不可欠とする。

## 二、法廷等の秩序維持に関する法律の憲法を含む法体系における位置について。(要旨)

この法律は刑事訴訟法の運用に付帯しているが、この運用が憲法才三七条(被告の権利等)の各項の発想過程を狭めていくことは許されないはずである。にもかかわらず、法廷等の秩序維持も重視する余り、前記各項をはじめとする憲法の規定、精神は著しく侵犯されており、もしこの法律が現在適正に運用されていると考える者は、憲法との法律の関連を誤つて理解していると言わざるを得ない。(註)そして、そのような人間が憲法を最終的に守護すると称する制度を支配しているとすればその制度総体が暗黒裁判を内部に育ててゐることになるのである。

註 この法律の憲法違反性の列記すれば次のようになる。  
① 非公開裁判であること。憲法才八二条(裁判の公開)等に違反。

② 裁判官が被害者であるのに訴追者と兼ねていること。刑事訴訟法才二〇条(裁判官の除斥の原因)、同法才二四七条(公訴は検察官が行なう)、同法二五六条(予断排除)等に違反し、憲法才三一条に違反。

③ 法としての独立性をもたないこと。

一般に罰則規定をもつ法律は刑法であり、これを憲法才三一条(法定の手続の保障)を媒介としてたらえれば、刑

罰は少くとも刑事訴訟法等の運用手続をへた上でなければ加え得ないことが明らかである。それゆえ法廷等の秩序維持に関する法律自体が矛盾した存在となる。にもかかわらずこの法律の加えるのは刑罰ではなく秩序罰だと居直るならば、その秩序全体が矛盾した幻想共同体であることを示す。

### 三、抗告事案の統一性と抗告期間(要旨)

特別抗告の契機となつてゐる地裁におけるオ一、二、三回公判は、それぞれの比類ない独立性において連続してゐるものであり、特別抗告の期間(高裁決定後五日以内)をせまくとらえることは憲法の本質に違反する。

さらに、なぜオ三回公判後に、統一的に特別抗告するかといふと、オ一、二回公判において(制裁)裁判の矛盾が全て展開されつくし、しかもオ三回公判において休庭を宣した裁判官はその後、一方的かつ秘密裡に閉廷へ移行させ、いわば永続的閉廷といふべき処置をおこなつてゐるのであるから、各公判の事實性の根源にまで問題を追求する必要性が生じてゐるのである。

### III 各

法廷等の秩序維持に関する法律が、△△裁判の各段階に適用されるときの問題点

#### 一、オ一回公判と制裁々判

神戸地方裁判所の措置についての批判は、抗告申立書(疎明資料一)、抗告申立補充書(同二)で展開してゐるからくりかえさない。ただ、仮装被告団の表現行為が裁判官の理解を絶するような成立の根柢と長い現実的経過をもつてゐること、およ

び、そのことに対する國家Ⅱ法の無意識的ないし本能的な恐怖が、具体的な裁判官の、具体的な被告に対する制裁としておこなわれているのであることは強調しておく必要がある。この場合、過料三万円の決定がなされているが、この金額と表現行為が、現在の社会の労働過程(国立大学から解雇処分されている申立人の生活、房内で労働する人たちのうけとる報酬などの感触を含む)においてもつ意味、オ三回公判後の制裁々判の決定、監置処分と対比してもつ意味は、裁判官によつて全くとらえられておらず、これは、不幸にも私たちと接することになつた裁判官や法律の水準よりも、はるかに広く深いところに矛盾の根柢があると考えられる。

ところで申立人の抗告に対する決定(疎明資料四)について述べると、この決定書は申立人以外の者が作成した抗告申立書についてのみ、極めて表面的な見解を示してゐるだけであり、申立人が自ら作成した補充書の問題提起に全く答えておらず、裁判の権威を著しく失墜させており、少くとも憲法才三二条(裁判を受ける権利)に違反してゐる。最高裁判所は疎明資料二、三に対し自らの存在基盤をかけた判断を迫られているのである。

#### 二、オ二回公判と制裁々判

この公判において法廷等の秩序維持に関する法律が、憲法およびそのむこうにある根源的な意味から遠く逸脱したところでなされていることは、当日の法廷空間に参加した全ての人間によつてそれぞれの問題意識の必然的な展開に応じてうけとめられているはずである。

公判調書によれば、傍聴人全員が退席させられ、三名の被告が拘束されているのであるが、この三名は訴訟指揮を拒否したといふよりは本質的に応じようとしたために拘束されたのであつて、奇妙といふ他ない。（註）この場合、裁判官の訴訟指揮と法廷等の秩序維持に関する法律のいづれか、あるいは双方が誤っているのではないかということが暗示されている。

さらに、三名の被告は拘束者が、その後、どのような運命をたどつたかについて裁判所の記録には残されていない。これは、裁判所ないし裁判制度による完全犯罪、証拠隠滅ともいえるのであつて、少くとも憲法第3四条（抑留、拘禁の要件、不法拘禁に対する保障）に違反しているし、同質の問題はオ一回公判における申立人以外の二名に対する措置についても生じているのである。

従つて前述のような訴訟指揮と法廷秩序維持のためと称される法体系が廃絶されるべきことは明らかであり、そのため、まず、前記の五名に対する拘束、幻想的処罰ともいえる釈放について公開の（制裁）裁判をおこない、その経過を文書で記録公表することを最高裁判所が命じるべきである。この問題は、高等裁判所に対する抗告という形態を経ないで、オ一回、オ三回公判に起因する申立人の抗告を媒介として、直接、最高裁判所に対して提起されているのであるが、それがもつ深い意味を十分に把握されたい。

註 申立人は退廷拘束ではなく、在廷拘束されたにもかかわらず、法廷外の一室に連行されたので、起訴状朗読の声を聞いていない。この奇妙な事態についても判断を求める。

### 三、オ三回公判と制裁々判（要旨）

① 高裁は申立書、申入書に十分な審理をおこなつていない。

抗告申立に際して、監置期間が終了するまでに決定を出すように要求したにもかかわらず大幅におくれ、そのことを含めて補充書の必要性が一層大きくなつていたにもかかわらず、それを無視している、というよりは、補充書の提出を封じるかたちで決定が出されている。（疎明資料七、参照）また公判調書が作成されていないため、関連資料（テープを含む）の公開もおこなわれるべきであるのに、裁判官が独占し、秘匿した。

② 地裁の報告、高裁の決定には（無？）意識的な事実誤認がある。例。被告がなぜ、そのような発言、行動を行つたのかという原因の追求がない。一方的、形式的な詭弁に終始している。また仮装被告の登場、裁判官席占拠等の意味の重大さをとらえることができず、関係がないと退ける姿勢こそ裁判制度の破壊を証明している。

③ 違法な訴訟指揮が看過されている。例。人定質問（疎明資料五）。また、高裁は「本件抗告を申し立てていることから」本人であることが明らかである、などと全くのスリカエを行ない倒錯した論理を用いているのは極めて不当である。

④ 法廷警備員、機動隊員の裁判干渉。（疎明資料六など）

⑤ 刑事訴訟法、裁判所法には拘束は含まれておらず、このことは本来拘束が、裁判官の恣意的判断によってではなく、裁判所の会議による決定が必要なことを暗示している。このことをふせて拘束した事実から逆規定されて合議の不用性をい

う高裁の決定は法体系の根拠を誤つて理解しているといわざるを得ない。

### N なにものかへの飛躍としての結語

今まで展開してきた総論と各論から導かれる結論のうち最大のものは、国家II法の根拠に存在する矛盾が、仮装被告団に対する制裁々判の過程において増幅されたかたちで露呈され、解体はじめているということである。

私たちは、Iの趣旨に述べた裁判を当然要求するために特別抗告書を提起してきたのであるけれども、それとどまるものではない。この特別抗告書の全ての問題に対する最高裁判所の判断を引き出すを通じて現代の国家における、憲法を含む法体系の根拠の矛盾を、裁判制度の上限から下限にいたる全過程において公開し、その転倒の場を構築していくこと、そのむこうにあるなにものかを批評していくことの意味が、貴裁判所を含む全ての私たちに、いま開示されはじめているし、私たちは永続的に……していくであろう。

### 疎明資料表

註 これらの資料の一つ一つは特別抗告書と同じ位相にあるから、私たちによつて提起された全ての資料、問題に同じ比重で判断を下し文書で表明することを要求する。

#### 一、抗告申立書

##### 二、抗告申立補充書

三、a ピラ 「仮装としての被告とは何か」（a 転載されたもの）  
b ハ ヴ紙片（いまこれをかすめて舞いつつある）

四、決定書（昭和四六年秋（ほ二号））  
オ二回公判（七一・一・二十二）に関するもの。

オ三回公判（七一・三・一〇）に関するもの。

五、a ピラ 「制裁関係の文書がない意味！」

五、a ピラ 「求釈明書」（その一）  
b ピラ 「あらゆる包囲する人への問い合わせ（1）

#### 六、抗告申立書

七、申入書

八、決定書（昭和四六年秋（ほ二号））

オ一、二、三回の公判に関するもの。

九、ピラ 「裁判を一つの比喩として展開されつつある斗争に関するレジュメ」（「あんかるわ」二六号一二（一三頁に転載））

十、パンフレット「解放学校通信」

十一、自立紙「メタ」十五、十六、十七号

十二、「五月三日の会通信」五号（ここには、オ一回、オ二回公

判調書を含むいくつかの愉快な文書がのつている。)

\* \* \*

「刑へ事」裁判、三、に闇述して、

自主講座実行委員会によるB一〇九再占拠闘争にたいし、神戸大学教養部は五月二十六日、「哲学」を「当分のあいだ休講」とするとともに、地裁に告訴し、検察に供述を行っている。五月三十一日付で「広報」二七号「倉沢教官担当の哲学の授業妨害について」が作製され、告訴の補強材料とされた。六月二日に逮捕された学生二名のうち、一名は一二日に釈放されたが、一名は不正にもなお拘留中であり、拘留のまま「威力業務妨害」の名目で一四日に起訴されている。」

#### △大教室突撃隊▽アッピール

平和な大学に突如として

湧き上った不穏な出来事

Bの一〇九を再び解放せよ！

#### △Bの一〇九の「歴史」と「沿革」

六八（六九年）神大斗争以来Bの一〇九は全ての人民に解放された△反大学▽空間として存在しつづけてきた。それは一切の権限を国家権力に売り渡した大学に対する巨大な問題提起でもあつた。

八月封鎖解除以後も松下昇氏を中心とした自主講座実行委員会の

手によってBの一〇九では神大における唯一の△解放された▽空間として存在しつづけた。秩序維持にのみ吸々とする大学当局は七〇年三月Bの一〇九をロックアウトし自ら学問研究を放棄する反革命で応えた。以来七年三月まで不正にもロックアウトされつけたBの一〇九教室は今春ようやくそのロックアウトを解除され権力の授業秩序（△カリキュラム）にくみ込まれいまさに犯罪的授業を強行されようとしている。

#### △四月二一日にBの一〇九に起つた不穏な出来事。

この日△哲学▽を勉強しようとしていた松下昇氏と他の多くの学友の追求にオタオタとした倉沢（△授業担当）は堀江（△文部官僚のスペイ）の指示通り、それらの追求に一切答えることなく休講を宣言してBの一〇九を逃げ出したのである。驚くべきことはこの休講を理由に△△（△國家権力の番犬）は松下氏に対し、「今度こんなことをしたら授業妨害で告訴するゾ」（△）恥も外聞もなく恫喝を加えたのであつた。一体いかなる行為を授業妨害と認めうるのか？何故に学友の追求になんら主体的に答えることなく一方的に休講を宣言するのか？何故松下氏をのみ授業妨害として告訴しうるのか？（Bの一〇九には他に多数の学生が存在していた。）そして最大の問題は事の本質になんらふれることなく秩序の次元でのみ行為を判断し一切の公開された討論を経ることなく秘密裡に大学人を国家権力に売り渡そうとした大学当局の態度である。

#### △四月二八日Bの一〇九で起つた不穏な出来事。

### 教官と学生衝突

#### ”反大学“自主講座めぐり

この日倉沢は△堀江や七〇八名の教官、事務職員の護衛のもとにBの一〇九にあらわれた。彼らの教室入りを不審に思つた学友が質問するや倉沢は「この人たちは聽講生です」と信じられないことを平然と言ひはつた。以後多数の学友の質問を全く無視して倉沢は「授業を強行したのである。勿論多くの学友の追求と糾弾によつて倉沢の「講義」の戸はほとんど聞きとれなかつた。にもかかわらず倉沢の授業後「かんばしくはないが△授業△は行なわれた。」とおろかしくも言つてのけたのである。それほどまでしても強行しなければならぬ「授業」とは何なのか？学生の真摯な質問に一切耳をかさない「哲学」の「教師」とは何か？△Bの一〇九に起つた不穏な出来事は何を意味するのか？

一見、神戸大学は平和そうに見える。ところで△本当に平和なのだろうか？

Bの一〇九に起つた△不穏△な出来事は実はその「平和」自体が国家権力によつて強いられた秩序でしかなかつた事を示していか？

学友諸君△この秩序の下に渦まく国家権力の陰険な意志こそ直視に価する△

水曜三限Bの一〇九における△哲学△こそ全ての問題を包摂する語の本来の意味での△哲学△となるであろう。そしてそれを通じてしかBの一〇九の再度の解放はない。

一九七一・五・一二 P.M. 一・三〇

『神戸』神戸大教養部で、松下昇元講師を中心△反大学△の自主講座運動を進めている実行委員会の学生らが十九日午後、授業中の教室に突入しようとして、これを阻もうとした教官三十人のビケと衝突、激しくもみ合つた後、学生は教室に突入した。このため、哲学の授業は中止。教養部構外には大学の要請で難署の私服刑事や機動隊が待機、紛争後静かだつた教養部構内は一時、緊迫した空気に包まれた。同グループは「反革命的大学秩序を暴露するために今後もゲリラ的戦術を続けていく」といつており、大学側は「逮捕もありうる」と強腰。大学の中の争いとしては、「いささか大人気ない」との声もあるが、紛争はまだ尾を引きそうだ。

騒ぎが起つたのは、この日午後一時すぎ。松下元講師らの自主講座グループ十数人が三時限目の哲学の講義（倉沢講師担当）が行われる予定のB棟（とう）一〇九教室の前に集つた。「一〇九教室を再び解放しよう」とマイクで呼びかけ。これに対し、大学側は教室を急きょ、D棟三〇七教室に変え、教室の前では軍手をはめた湯浅教養部長以下教官三十名がビケを張つた。

自主講座グループの学生らは、三〇七教室に行き「授業を受けたのだ、教室に入れさせる」と教官と押問答。大学側は教室の入口にカギをかけ「入れさせるわけにはいかない、帰れ」と突っぱ



神戸地裁へ移された公判は、七月一四日午前一〇時、オ二八号法廷で開始される。これに向けて私たちは（人事院審理の問題もふくめ）、七月一一日午後一時、神戸大学学生会館で準備の集会をひらく。積極的な参加を期待する。」

## 異議申立書

### に準ずる意見書

住所・広島県安佐郡安古市町  
大字相田三七三一三四

勤務先・広島大学文学部（助教授）

脇阪 豊

松下昇氏の研究室問題に関連して、神戸大学当局がとつたさまざまな処置に対する疑点の表明と覚書

はじめて、去る一九七一年四月八日、神戸簡易裁判所は、神戸大学教養部松下昇氏の研究室（A棟四階四三〇号室）に、同氏の立入り、使用などを禁止する旨の仮処分の決定を下しました。このことは、こんにちの事態に至る経緯を知らない人びとに、おそらく、まったく理解に苦しむことでしょうし、かりに、その経緯の一部（例えば、神戸大学は松下氏を昨年十月十六日付で「懲戒処分として免職する」ことに決めたということ）が承知されても、やはり異例のことと受け取られるにちがいありません。

1. そもそも大学における「研究室」とは、どのようなものであるのか。
2. 神戸大学教養部では、従来、研究室をどのように取扱つてきたか。
3. 松下氏の研究室をめぐる事実の経緯
4. 神戸大学当局と松下氏との「関係」、その本質
5. 結論

1. そもそも大学における教官の使用に委ねられた「研究室」とは、どのようなものでしょうか。

私は、ここでこと新らしく大学の自治論や、学問・研究の自由などという、もうほとんど実質をもちえぬ表現にすがって、研究室の意義づけを行うつもりはありません。私は、ただ、つきのようにとりあえず私の考えをまとめてみます。つまり、研究とは、その研究と称される領域と、その対象とが、歴史的な連鎖のなかと、こんにちの社会全構造との関係状況のなかでと、そのふたつの交差する地點上に、研究者を中心に、無限に拡大してゆく可能性をもつひろがりの、おのずから規定するものである。というところに、出発点をおきたい、ということです。いかなる研究も、この関係情況の網の目から独立し、自由でありうる筈はありません。（敢えていえば、従来から至上命令的に認められてきた、研究の自由とは、上述のような、おのずからなる規定を、恣意的にゆがめようとする、権力の干渉から、みずから立場を主張する自由であつたといえましょう。）

「研究室」とは、そのような知的、かつそれにもとづくなんらかの実践の営為の場である筈です。つまり、そこには、当然のことながら、社会構造との関係情況のなかで訪れるさまざまなものとの共同の場も生じてくるのです。（もちろん、このとき、権力の側に立つ存在、あるいは、権力の代弁者の役を果すものは、それぞれ、その度合に応じて排除される必然性が基本的にあります。）このことは、国民の税金により設置され、維持されている国立大学においては、とくに重要であり、かつ自明の理であります。

しかし、現実は、国立大学は国がその設置者である、という、

せん。最近、私たちの社会には、あまりにも異例なことが相ついで起り、そのため私たちは、若干不感症気味です。しかし、恐るべき公害現象が進行しつつあつたその当初から、私たちは除々に不感症の度を増して、こんにち、その被害がもうどうにもならなくなつて慌てふためく結果を体験しています。

いつたい、なにゆえに大学から「懲戒処分」をうけて免職されたひとりの人物が、上記のような「仮処分」を裁判所からうけることになるのでしょうか。私たちは、おそらく、わが国の大学の歴史の上で、まだ一度もなかつたこの問題、そしてそれは裁判史上でも、ことによるとかつてなかつた複雑な判断根拠にもとづかざるをえない筈のこの問題を、改めて充分に、そしてできる丈先入見を排して考えて見る必要があります。

以下私は、つきのような順序で、私の知るかぎりでの事態の経緯をあきらかにし、かつ、私の考えるかぎりでの、問題の所在をつきとめてみたいと思います。

1. そもそも大学における「研究室」とは、どのようなものであるのか。
2. 神戸大学教養部では、従来、研究室をどのように取扱つてきたか。
3. 松下氏の研究室をめぐる事実の経緯
4. 神戸大学当局と松下氏との「関係」、その本質
5. 結論

たんなる形式上の規定に止むを得ず、あるいはときにはとくにみずから進んで拘束され、いわゆる管理者の意識的・無意識的な権力との癡着が、この研究室管理にも作用を及ぼしています。ある関係事務官の説明によりますと、国立大学の教官研究室は、国有財産のひとつであり、そこでは一切の「私」的存在は許されない、といえるのだそうです。具体的に言いますと、私が、私の研究室で、自費で買った湯わかしを使用するのは、本来はできないことらしいのです。（あるいは特別に使用許可を申出ればよいのかかもしれません。）いくら研究費が不足していても、自分の研究や学生の指導のために、個人の図書を常置しておくこともいけないので、（あるいは特別に使用許可を申しますまい。學句のまま、「今晚帰りがおそらくぞ」と自宅へ電話をかけることすら（もちろん電話料は支払つても）禁止されるか、あるいはひとつひとつ許可をえてから、ということになりかねません。）法的規律とは、こうした側面があるのです。私は、そのような「関係情況」下、いつたい、研究室にいるこの「私」が一瞬一瞬国家公務員としての私なのか、個人としての私なのか、分裂的状態に陥り発狂しかねません。私が、この発狂の可能性から脱出するためには、私はなるべく、規律を無視する他はなさそうです。そして、おそらくすべての国家公務員諸氏も、ほぼ私と同じ心境だろうと想像しています。そうでなく、まったく確固とした規則の導法者である、と自覚が仮に生ずるとすれば、それはまさに権力の行使者としてあるときでしょう。

私が指摘したいことは、学長である、学部長である、事務局長である、またひとりの事務官、教師である、もし、自分が、

自己のいまにつながる歴史的連鎖と社会構造との関係情況におけること自覺する限り、この分裂した意識から結局は逃れていない筈だ、ということです。そしてもし、それを、なにものかによって断ちきろうとするとき、その依つてたつ、判断の基準を明らかにする責任が、少くとも人間として、それぞの研究に関与する立場で、その立場に応じて課せられてゐるということです。

神戸大学当局が、松下氏の研究室使用について、こともあろうに、裁判所の力をかりて、すなわち、みずから責任を果すことなく、今日の結論に至らしめたのは、果して正しいことでしょうか。少くとも「研究」という場を主張する限りでの、自己の責任を果したことであるのでしょうか。私は裁判所の判決に批評を加えることは後にゆずりたいと思います。その判決に至るプロセスそのものには、当然なんらかの論理的展開があるのでしょうか。むしろ才一に明らかにされるべきは裁判所に、仮処分の申請を行つた、神戸大学当局の論理とその背景にある、権力の（論理をこえた）イデオロギーに照明を与えることなのです。

その結果、私の論理と主張が正しければ、神戸大学当局の権力イデオロギーは、本来目ざるべきへ自由の思想の弾圧であり、それをうけた神戸簡易裁判所の決定も、思想弾圧の具体化とならざるをえないわけです。

2. 神戸大学教養部では、従来私の知る限り、教官の研究室の使用のための運営は、少くとも「民主的」に行なわれていました。つまり、

各教官は、一人一室の原則により、職階制にもとらわれることなく、「平等」に研究室が割りあてられ、教官の退職、転出などによる空室の使用や新任者への割りあては、勤務年限の長さを優先的に、希望する部屋への移動が行われ、その結果どして一人一室の原則に不足する場合は、便宜的に一室を二人の教官が使用することもありました。これらの決定は、全教官の出席の会議で、かつ各該当者の意志を尊重しつゝ行なわれていたのです。

また、各研究室の使用についても、かなりの程度に「自由」が保障され、遠距離通勤者は、文字通り自由に自分の研究室のソファーベットで「宿泊」できましたし、他方学生も、なんらかの、教官との協定のもとで、その都度の許可など必要ななしに、各研究室を、ときには自分たちだけの会合、あるいは個人の使用にも供してきておりました。これらは、あるいは、上述の指摘のような、国有財産管理の原則に反するものであるかもしれません。しかし、他方、私が規定したような、研究の場の構成の原理、つまり、歴史的・社会的構造下の関係情況のもとで、この研究室空間を理解するとき、それは、自然な結果であつた筈ですし、そこで、なんらかの規則との低触が現われるかもしれないことは、やはり既にふれた通りです。

さらに、退職や転出の教官があつた場合、それぞれの事情によつて、それまでの使用者は、ある期間、その研究室のいろいろな意味での利用も認められていました。「認める」というのが法律用語で適当でないのなら、それを、かつての使用者の「自由」の範囲が存在した、といつてもよいでしょう。例えば、

な研究室の使用割りあてといふ、表面的な理由では、処理しきれないものが、その関係構造のなかにふくまれているのです。十一月中旬（あるいは下旬）私が旧研究室をひきあげ、その鍵を当該の係の方に返すまで、私のものとの同僚が（多分に私の個人的所持品の保管を心配して）、その处置をどうするのかとの問い合わせかたがた、新任者にもその部屋を使用できるようにしたい、と連絡をとつてくれた位が、公式といえ巴公式的な大學の方からの指示？であります。

それにたいして、神戸大学教養部長が、一九七〇年十月十六日、懲戒処分の発表と同時に、松下氏にたいし、研究室の「明け渡し」を「強要」にもひとしく行つたのは、何んな理由にもとづくものでしようか。

まさに、間髪を入れない、迅速果敢な行動であります。

3. このような疑問に答えるには、松下氏の研究室についての、それまでのいくつかの事情をふりかえつてみないと、その外部からでは決して理解されないものがあるようです。もちろん、この点にかんして、私は事実を直接に目に見ていない部分もありますので、要点にとどめた記述を行い、不備な点、誤記は、それぞれの立場から充分補つて頂ければ幸いです。

(1) 事件の遡及は、おそらく無限に過去へつながるものでしょ  
うが、いまとりあえずの時点を、一九六九年八月八日、神戸  
大学が全学封鎖を、機動隊の力を背景に強行解除した、とい  
うところに設定します。松下氏は、そのときただひとり、自  
分の研究室に居残りました。占拠中の学生が全て学舎外出した

あとも、つまり、この時点から、それまでの、事態を出来る丈「おだやかに」解決しようとしていた大学当局の、松下氏に対する公然たる攻撃が始まるのです。

(2) 八月八日の暴挙に抗議してなされた松下氏の授業拒否（それは、同氏以外にも同じ趣旨を予め表明したかなりの教官があつた）と成績提出における全員不合格という事態を、あくまで力によつて決着をつけようと行われたのが、同年十二月十七日の同氏に対するいわゆる「賃金カット」です。それは「授業拒否に見合う分だけ」と説明されています。全国のほぼ同じ情況にあつた諸大学、あるいはより以前から、より深刻な問題をかかえていた（例えば東京大学）大学など、そのすべてに先んじてこのよう、たとえ名目はどうあれ、実質的な「罰則」の適用を神戸大学当局は行つているのです。たとえば、ほぼ同じような情況の進展をみせた岡山大学での教育処分は、一九七〇年の四月に漸く決定されました。「授業拒否」をどのようにうけとるかは、おそらく多くの議論があるかと思いますが、少くとも、今回の大學闘争の間で、授業を行わぬことに起因するだけで、かつそれが、ひとりの良心の声に基づくものでありながら、それを、まったくの法規の適用で、生存権の侵害に通じる処置を下したとき、神戸大学当局は、もはや自己の転落の歯どめをもすべてかなぐりして予うことになつたのです。私は、くりかえし、「研究の場」が、たんなる法則の解釈で处置できない問題を含むところであることを強調します。それは、もちろん、「教育の場」でも変りありません

「同講師（松下氏）の場合、その減額が法的に許容しうる最小限の範囲内にとどめられていることをむしろ多とすべきであらう。因みにたとえ研修の時間であつても、それが正規の勤務時間である限りバリケードを構築したり落書きをして歩いたりしておれば、研修（勤務）したとはみなされず給与が減額されてもしかたがないのである……。」（『松下講師問題』について）一九七〇・八・八・神大教養広報委員会「傍点筆者」みずから犯しつつある誤りを意識せず、あるいは認めようとせず、「むしろ多とすべきであろう」という、この発想は、いつたい、どこからくるのでしょうか？ひとたびは「授業拒否に見合うだけ」と断つておいて、そのままではありますか。少くとも、この「教養部長見解」（一九七〇・二・二）を素直に読むかぎり、その懲罰的意図を否定することはできません。そして、その記事を、合計百二十七頁といふ膨大な資料集に再録することの出来る、広報委員会の神経は、残念ながら私はとうてい理解できないものです。しかし肝要なことは、このよう虚偽にみちた文書であれ、意図的歪曲を含む情報であれ（私は、少くとも私にかんする当該文書の事項に限つても、明らかな歪曲の箇所をいくつか指摘できます）、それをうけとる大部分の人々は、事実をしらぬ学外者であり、又承知しつつも成績一単位一卒業資格／というベルトコンベアの上で、除々に自己意識と批判意識を摩耗させてゆく学生であつてみれば、それらがいつしか、

(3) このような法の暴力性を、なんの恥ずるところもなく正面にたてての當局の攻撃は、他方、より悪らつな手段を次々と用いて進められたのです。松下氏の研究室は、あるとき、なにものかによつて占拠され、壁や天井の至るところにインクがふりまかれ、あるいは、在室中の学生に教職員による暴行が加えられたとのことです。いや、もつとも卑怯な方法は、教養部執行部あるいは、広報委員会による、かずかずの拙劣な情報文書の配布です。その文体ひとつをとつてみても、これら文書作成者の意識の低さは立証できますが、なによりも許せないのは、たんに、大学当局の公式の文書であるとの権威づけを背景に、事情にうとい一部の学生や新入生、さらには学生の家族やその他の一般社会の人々に、誤った事実の認識と判断の資料を提供し、いわゆる世論操作を（余り巧みではありませんが）行つていることです。これは、いわゆる「紛争大学」のその「紛争」の当事者に共通の発想のようです。それらの人々は、結局、じぶんたちの誤ちと、卑劣さとを後世に遺してゆくわけですが、とりわけ、神戸大学教養部広報委員会の文書は、読んでいるうちに、思わず吹きだすような見事な表現も含めて、おそらく日本の大学史上稀有の公文書（？）となるでしょう。

私は、いまそれらの箇所をひとつひとつ指摘しようとは思いません。ただ、私の指摘がたんなる抽象論であると誤解されないため、一箇所だけの引用を敢えてします。以上は、上記のいわゆる「賃金カット」についての教養部長見解からの一部であります。

(4) 松下氏についての懲戒免職の決定は、一九七〇年八月中に、おそらくとも学生がまだ休暇中の九月上旬中に行われるべきものであります。それは、おそらく同年五月十九日、神戸県警による逮捕、同二十三日起訴という事実をふまえたうえでの、大学当局の大体の予定表であつたと推測されます。国家公務員であり、かつ、教育公務員特例法に一定の手続きを規定している国立大学教員の免職の手続きには、若干の時間的推移が必要です。それを見こして出されたのが七月三十一日付での「懲戒免職処分にする方向で審査する」ことの決定です。評議会はその後十四日以内に出される当人の「陳述」を無視しては、最終決定に至りえないのです。この松下氏の「陳述」をめぐつていくつかの問題が新しく明るみに出ました。その焦点は、この「陳述」の場を公開にせよ、との松下氏からの申出を、評議会があくまでも拒否することにより、この処分が、いかに大学当局の弁解を聞いても、そのなかに不明朗なものが介在することが否応なしに表面にでてきた、ということです。

戸大学学長事務取扱いは、「評議会は非公開」であるとの一点張りで、遂に私たち証明を求める人々のまえに姿を現わすことを拒否しつづけました。当人が公開を求める陳述の場を、なぜ公開にできないのでしょうか。大学の評議会は、それほど神聖不可侵なところなのでしょうか？（この姿勢はどこかで進行している裁判官の人事問題と奇しくも一致しています。）

さらに許しがたいのは、この陳述にひきつづき、神戸大学評議会は「松下講師が希望した参考人も含めて全部で八名の参考人に」意見を陳述するよう依頼し、その結果をも最終の決定に参考に供したらしい、ということです。この「らしい」としか私が記しえない事実に注意を喚起しておきたいと思います。私もその陳述を求められたうちの一人ですが、私を含め、何人かの人々は、陳述の全文を、公表されることを前提に、その陳述に応じた筈です。しかし、評議会は、八名の人々がすべて陳述に応じた、としながら（松下氏の要求はそのうちに含まれる人々よりさらに多かった筈です）、その内容は一切公表に応じていないのです。これは、いわば紳士協定の違反であり、かつ、その「聴取」した意見がもし決定になんらかの意味を与えていたとすれば、それは憂うべき秘密主義であり、暗黒裁判の始まりであります。それは逆に、私たちが处罚審議の評議会、教授会の公開を要求することの正当性を裏づけることにもなります。この評議会からの意見聴取のための要求（意見を求められたひとつひとつの項目の設定の無意味さ、前後関係の矛盾など、『五月三日の会・通信』の

号参照）は、まったく、形式主義のもので、神大評議会は、少しだけ法的手続の客觀性・正當性を印象づけるために、このような手続をふんだものとしか理解できません。

このようなさまざま無理を、なにゆえに神戸大学当局は敢えてしてまでも松下氏を懲戒免職にしなければならないのでしょうか。そのことを推測させるひとつ手がかりを次に指摘します。一九七〇年三月一九日、當時九大文学部教授であつた滝沢克己氏から、神戸大学教養部事務取扱、湯浅氏に対し、「貴教授会に於かれましては、御同僚の松下昇氏の処分を問題として居られます由、：」とことの重大性を指摘、かつ、処分の軽々しいとりあげに抗議されるとともに、この問題を「もう一度真剣に考慮下さい」との懇切な書簡が寄せられています。（上掲四五・八・八文書九六頁以降）ところで、この丁重な書簡にたいし、同広報委員会は、「この頃の段階では松下講師を処分するかどうかは教授会の議題には上つていなかつたにも拘らず、……」とのコメントをつけ、それは、暗にへ事実を知らない外部からの発言はお控え下さいと言つてゐるのだとうけとらざるをえません。つまり、それは、それと前後して寄せられる各地からの抗議についての同委員会、ひいては、教養部責任者・神大当局全体の一貫した姿勢なのです。他方、教養部教授会は、一九七〇年三月十三日「松下講師のこれまでの行動を調査する委員会を設けることを」決定しているのです。それは、直接には、松下氏の授業時間割の編成にかんすることとされています。もしこの委員会が文字通りそのようなものであるのなら、なにゆえに、この

の委員会が教授会メンバーにすらその氏名を知らされることのない秘密會議であり、その委員会の調査・審議内容が公表されていないのでしょうか。さらにこの委員会は、三月十八日の教授会で、その性格、目的について審議され、松下氏の「行動について、判断を加えず事実のみを調査する」と決定され、その後「十回を越える会合を開き」、「四月十五日の教授会に最終報告を行い」、「教授会は調査委員会の報告書を承認」したのです。そして、同じ教授会の席上、「調査委員会の報告した松下講師の行動が、懲戒に値するか否かについて慎重に審議を行い、：出席者の2／3を越える賛成を得て同氏の懲戒処分は評議会へと権限が移されるのです。さきほど広報委員会のコメントが、事実においては全くの偽りであることを、以上の引用から結論づけることには、誰しも異論のないところだと思います。たしかに、三月十九日現在、教養部教授会は、調査委員会は設置してはいましたが、それは、まだ懲戒につながる結果をうるとは結論づけられてはいません。この世の中に、結論が出ているのに、委員会を結成する暇があるとは、大学以外には考えられませんが、ともかく、松下氏の授業に関して設けられた筈の委員会の調査結果を、その報告のあつた同じ日の会議で、懲戒処分の方針決定の資料とする、というのは、少くとも、私の理解力と想像力をはるかに越える発想、ないしは論理の構造です。――

5. 結論

以上の若干の指摘でも明らかのことですが、神戸大学の松下氏懲戒免職の決定は、その手続上に問題を限るとしても、極めて不明朗、不合理、かつ恣意的なものなのです。加うるに、松下氏がかねがね主張しておられる通り、もし、その問題の所在を、こんにちにおける知識人、大学人、そして表現者の次元での問題としてつきつめてゆくとき、たんなる手続上の問題をこえる深刻な諸条件を含まさざるをえなくなります。逆にいえば、上述のいくつかの（それはまだ一部分だと思いますが）問題点は、いわば形式上のことです。それは、その内実の矛盾の反映であると考えられます。少くとも、いくばくかの学問的な、あるいは科学的な思考訓練を経てきている人々には、その両者の関連性はほぼ推察いただけたでしょう。

松下氏が、大学の一方的な懲戒の処分を認めず、自己の存立基盤の確保と、その表現の場の確保に、あるいは若干の他の同僚（あるいは旧の同僚？）の方々の不便を承知のうえ、なお、みずから研究室（あるいは旧研究室）の使用を主張されるのは、たんなる利害関係や感情の問題ではないと私は判断します。同氏が提起された問題は、同氏に關係の深い立場にある人々ほど、真剣に考える問題であると思います。私も同氏の旧の同僚のひとりとして、この研究室の神戸簡易裁判所からの仮処分決定にたいし、おそらくは大学側からの誤った資料にのみもとづく判断であることを推測し、ここに事実の一端を明らかにするものです。問題の所在は、おそらく間近かの人事院の公平審理で或程度は明らかとなるでしょうし、少くとも、その結論まで

は、同氏の表現の場を奪うべきではないと考えます。

一九七一・五・三 脇阪 豊

## 補 助 参 加 申 立 書

右申立代理人（両親） 松下まや  
神戸市灘区高羽楠丘十 松下未宇  
神戸簡易裁判所民事係 御中

私たち姉弟は、昭和四十六年(レ)才八八号仮処分命令申請事件から生じる結果に利害関係をもつてゐるので、民事訴訟法才六十四条の規定により、補助参加の申し立てをします。

### 理由（異議申立理由をふくむ）

一、松下研究室へは歩いてもすぐ行けるので、よく遊びに行きます。窓からヴエランダへ出られるし、そこでマリをころがしたり、山を眺めたりすると、せまい家のことを忘れてしまうのです。お兄さんたちや、お姉さんたちも、よくかわいがつてくれるし、何度も行きたいのです。

あの研究室が使えなくなるのは非常に不満です。

二、松下研究室の中には、私たちの絵本、虫とり網、ぼうし、おもちゃの刀、エンビツ、石ころ、花の種、お菓子、その他いろいろなものが置いてあつたのに、四月九日夜に、だれかが勝手にどこかへかくしてしまいました。それをみんな返して下さい。あの部屋の、ものとの場所へ。

三、たくさん、いいたいことはあるのですが、それは私たちがもつと大きくなつてからにします。しかし、一、二のことは必ずとり上げて、悪い人たちをこらしめて下さい。もし、そうしてもらえないとしたら、仕方がないからいつかきっとじぶんたちでやります。

## 決 定

原 告 植木 庚子郎  
右指定代理人 同 同 上野 光宏  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
被 告 松上 昇 坂梨 良宏  
中島 揚一 松竹村 正幸  
東谷 勝昭 伊太良  
池谷 勝昭  
至

右当事者間の昭和四六年(レ)才四六二号研究室使用妨害排除請求事件について、当裁判所は民事訴訟法才三一条の二に則り、次とおり決定する。

主 文  
本件を神戸地方裁判所に移送する。  
昭和四六年五月二十四日

神戸簡易裁判所  
裁判官 国枝和彦

## 状

請求の原因  
訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

一、原告は、神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号に国立神戸大学教養部を設置しているものであり、被告は同大学教養部に講師（国家公務員）として勤務しドイツ語を担当していたものであるが、昭和四五年一〇月一六日懲戒免職処分になつたものである。

二、原告は、前記場所に右大学教養部の施設たる土地建物を所有し、同大学長をして右土地建物を管理占有しているものであり（国有財産法五条、九条一項、文部省所管国有財産取扱規程二条二項、三項、四条。学長の右管理権限の教養部における補助執行者は教養部長である）、別紙物件目録記載の研究室（以下本件研究室という）は右建物の一部である（別紙神戸大学教養部配置図1、2参照）。

三、被告は、右教養部ドイツ語講師として本件研究室の使用を許されていましたが、昭和四五年一〇月一六日別紙処分説明書記載の理由（この理由となつてゐる事実の一部については刑事訴追がなされている）により懲戒処分として免職され、公務員たる身分を喪失し、右研究室の使用も許されなくなつたものである。なお本件懲戒免職処分は、別紙懲戒処分の事前審査手続表記載の如く所定の手続に従い適法になされたものである。従がつて、適法に取消しがなされない限り、有効な行政処分として公定力を有するから、何人も本件懲戒免職処分の効力を否定する。

### 請求の趣旨

被告は、原告が別紙物件目録記載の研究室を使用するのを妨害してはならない。

占有権にもとづく研究室使用妨害排除の訴  
訴訟物の価格 二三万四、〇〇〇円  
貼用印紙額 一、九八〇円

ことはできない。

四、ところが被告は、本件懲戒免職発令日さらに同年同月二六日、同年一一月六日、一七日、同年一二月五日、一七日にも教養部長を通じ原告から本件研究室の明け渡しを求められたにもかかわらず、その要求に応じないものである。

ところで、公務員がその職務を遂行するにあたつて庁舎等の施設を使用する関係は、公法関係であるが、これを私法関係にたとえるならば、占有者（国）と占有機関（公務員）との関係に類するものであり、公務員は、占有機関と同様に占有者の権利を行使する権限を有する庁舎管理権者の指示に常に従うべく、これを拒否して占有者たる国に対し独自の使用占有の権利を主張しうるものではない。すなわち、公務員の庁舎使用は、全く庁舎管理権の中に埋没し、管理権者ひいて占有者たる国に対しても独自の使用権あるいは占有権等を主張しうる性質のものではないのである。さらに国有財産法一八条一項には「行政財産は、……これに私権を設定することはできない」とされているのである。そして右法理は大学における教官の研究室使用についても異なるところはない。

そして、被告が本件懲戒免職後も本件研究室内に書類、電熱器、ボット等の私物を留置し、かつ週数回研究室を現実に使用している関係は從前の教官としての使用とその性質を同じくするものと解さざるをえない。

したがつて被告の本件研究室の使用継続は原告の同室に対する占有使用権を妨害しているものといわなければならぬ。よつて、原告は占有権にもとづき被告が原告の本件研究室使用を

妨害していることの排除を求めるものである。

なお被告対しては、神戸簡易裁判所昭和四六年(巳)オハ八八号仮処分命令申請事件において、本件研究室に対する原告の使用を妨害してはならない旨の仮処分決定がなされている。

一、付属書類  
一、指定期書  
一通  
一、価額証明書  
一通

昭和四六年五月二〇日

右原告指定代理人

上野

神戸簡易裁判所民事部 御中  
物件目録  
神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在国立神戸大学教養部建物  
A棟四階四三〇号室（面積一九・四四平方メートル）  
＊＊＊＊＊  
（民人訴訟、二、に関連して。）

一九六三年から一九七〇年までに、私が、研究費で購入し、図書館から借出すというかたちで研究室においてあつた本は、大学側の計算によると三三〇冊余りになる。そして一九七一年四月二十四日「授業妨害をくりかえせば告訴する」という警告と同一の文書の中に、未返還の本一五〇冊余りを返せと要求してきた。（四

月九日夜に研究室内の全ての物品を一方的に留置したにもかかわらず。）

これだけの経過からでも無数の問題が吹き上ぐてくるのを感じるのであるが、ともかく、これらの問題を全てのへ私／に媒介するための要点を、いくつか上げてみよう。（いま訪れる一つの感触……本には、それぞれ価格があるのだということ）

・裁判に発展したときの、今までのへ　▽裁判、研究室裁判、人事院審理との関連性。

・私が、この数年間、いかにドイツ語教師として逸脱していたかといふことの意味。

・本のリストにあるものは、現在、研究室にも自宅にも存在しない。一冊ごとの本のたどつている運命を追求するときに生じる微笑的な怖しさ。

・一冊ごとの本の著者、記者、出版者、所有者などに対して、いま、このような位相にあなたの本がおかれているのだといふアピールをおこない、かれらの表現を引き出していく必要性。

・本とは何か、研究とは何か、このようなかたちで私に解答を迫る力は何か。

……

一九七一年五月二四日

松下昇

\* \* \* \* \*

「人へ事▽院審理、に関連して。

通信3号（処分審査説明書ほか）、4号（処分理由説明書ほか）5号（処分にたいする不服の理由ほか）を、まず読みがえしてく

人事院公平委員会

御中

一九七一年六月十日 請求者 松下昇

## 懲戒免職処分審査請求事案

〔昭和四五年才一九三三号〕

請求者 松下昇

処分者 神戸大学長事務取扱



三、教養部長名で私に出されているC構内立入禁止通告をどのように判断するか。

四、あなたにとつて生協とは、生協総代選挙とは何か。

五、私は選挙がおこなわれる前に前記の各項目を含むあらゆる問題についての討議（立合演説会を含む）がおこなわれるべきであると考えるが、これに対する意見は。

六、・・・・・

一九七一年五月二八日

松下昇

### 生協総代選挙を媒介として

#### 問われているものは何か？

\*いま、△私△たちの全てに対し、生協とは何か、選挙とは何か、それにかかわりをもつ人間が神大斗争の過程で果している役割は何か・・・・ということが問われている。しかも、この問いは、△一〇九△斗争に対する権力の弾圧、松下研究室の逆封鎖と裁判、△立候補者△への告訴警告と大学構内立入禁止通告・・・・・という情況の中で提起されているからである。

これらの重層した諸関係に対する自らの斗争提起を捨象して、表面的な投票数とか妨害？行為の次元で事態をとらえる者は、問題の本質をみぬけず、斗争圧殺に加担してしまうことになるであろう。

\*教職員総代の選出過程の特色は、立候補しめ切り期間が延長さ

れ、はじめて投票による選出が企図されたにもかかわらず、投票数が△〇△または△一△であったことだといつてもよいが、

神戸大学の矛盾とギマンが全て見渡せるはずである。

ここであらたに注目しなければならないのは、私の公開質問に記した諸関係との関連でとらえるならば、ここに、現在の状に答えようとせず何が何でも投票しようとするが、

大別すれば、教職員組合執行部経験者などのニセ進歩派と、大学当局のいいなりに動く下部事務職員であったという事実である。（具体的な言動は、あらためて発表する。）

いまや、たんに大学執行部・国家権力との対決だけではなく、それを支え、新しいファシズムを無意識的にせよ創出したある者たちとの具体的かつ公然たる対決が始まっているのだ。

\*三回の投票によつても△総代△は不確定のままである。しかし、この不確定性を、B一〇九哲学の永続的休講、仮装被告団（斗争中の授業、試験、教授会妨害、ラクガキなどで起訴される。）が強制している永続的休廷（次回公判期日を裁判所は決定できない）。と同位相の問題としてとらえるならば、それは△私△たちの斗争の未踏の領域への一すじの光と感じられるのが当然である。

オ一回→オ二回投票にこめられる意味を全ての人間に公開された場で追求しようではないか。

一九七一・六・一二

松下昇

### △投票△場へ来た 教職員の言動録

（反論・異議申立てには、いつでも応じる）

オ一回（五月二十八日）投票者ナシ

△下、問題点をより持続させるためにあえて投票せず。

オ二回（六月四日）

池内紀（ドイツ語、バリケード期間中海外逃亡、教職員組合（前）文化厚生委員としてグレツなパンフを作成。）

「選挙制度そのものを問わず投票したらしい。自分は論理的に破綻しているかもしれないが、放つておいてくれ。」

↓上述のパンフを渡すことも忘れて逃亡

宇摩谷（数学、元有志教官、教職員組合（前）執行部）として言葉では全共斗に理解あるボーズを示したこともある。

「個人としても、組合員としても、免職処分、構内立入禁止はやむを得ないとと思う。投票する権利行使させろ。」

↓選管に責任をしつけて逃亡。

青木（自然科学史、元有志教官、現生協理事長であるにもかかわらず、名簿には出資金ナシとあり、あわてて調査して一〇〇円払つていることになつた。）

「生協パンフで抱負はのべているから、公開質問には答えてない。」→動搖したのかよろめきつゝ逃亡。

投票にさえこない立候補者はもちろんのこと、私の影におびえて

桑原した者たちの責任も、これから追求していく！



うことなのですが、何のことはない処分理由の作成に苦慮してい

るべきであろうと思われます。

たといふわけなのですが、それは「懲戒免職」ではなく、いわゆる「分限免職」にあてはまる条項なのだそうです。私はこの「分限免職」という言葉を今までに耳にしたことはなかつたのですが、要するに懲戒にあたいるような悪いことはやつてないし見つからないが、何とかやめさせたいということから、この条項が適用されたと考えています。

処分理由書を見てみればわかりますが、5項目あるうち、才2番目の項、特別勤務の拒否だけが彼らの唯一の処分理由なのですが、それだけではとても処分できない（この特別勤務なるものは学生に対する警備活動です。）あとからいろいろな理由らしきものを捏造した、その捏造にかくも長い時間がかかつたというわけです。教授会決議が2月に出、以後処分決定まで3ヶ月の間、様々なかたちで陰湿な妥協工作が行われたことも、いまひとつ特長ではないかと思われます。それは妥協案、ということすらできない程のものですが、要するに「君は穏便に辞表をかいてくれ、そうすれば何とか一年間位の生活は保証する」といった内容のものです。尙、成瀬助手については、同様の妥協工作もありましたが、遂に理由の捏造に失敗したのか、5月2日付で学長より「君は助手のままでしておこが、以後助手らしく勤務するよう厳重注意する」旨の書簡が届いています。この書簡をどう見るか、私達もいろいろ考えましたが、やはり「厳重注意処分」としてひとつの処分と

とりあえず簡単に事実の報告をしてまいりましたが、現在私が何をしているかということを次に報告します。ひとつは、私の処分は認められない、私は依然として理科学院専任講師であるという立場で、当然私が受けもつべき課目の講義を毎週学生と共に貫徹しています。いまひとつは、理科学院教職員組合野田支部及び官内、成瀬支援連絡会議の共催で、官内処分白紙撤回法廷斗争実行委員会をつくり、法廷斗争の準備をすすめています。（6月末には仮処分申請をすることになつています。）

短い紙面の中でこゝではほとんどふれることはできませんでしたが、私に対する今回の処分は、現在全国の大学で学生ならびに教職員によつて闘われている、人間の真の自由に向けての闘争に対する、政府ならびに大学当局の一連の弾圧攻勢のひとつと見ることができます。ただ私が理科大学で何かをしたかと言えば、それが何もしない（大学当局が事実の捏造に苦慮したように）のであって、ごくあたりまえのこと（私はただ、機動隊が導入されればそれに抗議したり、警備活動を拒否しただけである）をすればそれが処分につながるという、特殊理科学院的状況はまた、恐しいものと言わなければなりません。私はこの不当な処分を全く認めることはできないので、今後も、様々ななかたちで闘つていくことをこの場を借りて表明します。

説明書	講師宮内康夫	業務規程才二十一一条才一号および才三号の規定により 免職する。	昭和四六年五月十一日	学校法人 東京物理学園
-----	--------	------------------------------------	------------	-------------

ては、同年七月八日学部長が担当理事同席の下に、理工系私立大学である本学の実情と方針を説明し、特に実験実習等を担任する専任教員としては出勤日数が少ないと注意したにもかかわらず、同人は、これを改めなかつた。

二、同人は、昭和四五年九月二八日の理工学部前期試験妨害に端を発した同学部の紛争解決のため、昭和四六年一月一日授業再開に当たり、教育研究手順その他保安についての教授総会の申し合せに基づく学部長の特別勤務要請を拒否して、学部正常化のための秩序維持その他必要な連絡打合せに参加せず、学部の円滑な運営を妨げ、他の教職員に迷惑を及ぼした。

三、同人は、現在、東京都豊島区西池袋二一三一に設計工房一級建築士事務所（登録・昭和四四年五月一五日付八二六〇号、申請者及び管理建築士・宮内康夫）を開設し、設計業務を行つてゐる。このことにかんしては、業務規程才一一条の規定による学長の許可を受けていない。

そればかりでなく、本学の専任者が、建築士事務所の管理建築士となることは、建築士法上違法行為である。

一、講師宮内康夫（以下「同人」という。）は、昭和四五年度始めに、学校法人東京物理学園業務規程（以下「業務規程」という。）才一二条の特例を定めた教育職員の服務にかんする内規に基づき、学長に対して所定の「勤務時間割振表」を提出して、毎週出勤四日、学外研修二日の承認を受けてゐる。しかし、実際は同年度週三日程度しか出勤していない。このような出勤状態につい

ては、同人は、現在、東京都豊島区西池袋二一三一に設計工房一級建築士事務所（登録・昭和四四年五月一五日付八二六〇号、申請者及び管理建築士・宮内康夫）を開設し、設計業務を行つてゐる。このことにかんしては、業務規程才一一条の規定による学長の許可を受けていない。

そればかりでなく、本学の専任者が、建築士事務所の管理建築士となることは、建築士法上違法行為である。

五年一〇月二七日才二製圖室出火事件の際には、放火の疑があるにもかかわらず、爾後の管理対策を検討するため必要と思われる現場保存その他適切な措置を怠つた。

五、同人は、昭和四六年二月二日、二三時五〇分頃、柏駅ホームにおいて、成瀬助手他数名の学生（处分学生を含む。）が、帰宅途中の理工学部助手小浦延幸（当人は、学生処分の際の学部側証言者の一人である。）に対し、公衆の面前において大声で詰問的、脅迫的暴言を浴びせ、たとえしばらくとはい電車の発車を妨害する行為があつたとき、成瀬助手等に同行していた同人は、成瀬助手および学生を制止することなく、これに同調して小浦助手を大声で罵倒した。同人は、当日の教授総会において、处分学生の再審査を要求したが、いられなかつたため、成瀬助手を誘つて飲酒、酩酊しており、たまたま柏駅ホームで小浦助手に出会つたものであり、共謀ないし計画的な行為ではない。しかし、その状況は、電車の乗客が、与太者の暴力行為かとの疑から小浦助手に同情的な言葉をかけたほどであつた。

上記の如く、同人は勤務の実績がよくなく、専任の講師として必要な適格性を欠くものと認める。

よつて、業務規程オ二一条才一号および第三号の規定により免職する。

学校法人 東京物理学園

私は建築学科専任講師（宮内康夫）は、昨五月一四日、東京物理学園より「免職」の通告を受けました。「免職」の理由は、これまでたびたび報告してきましたように、事実の歪曲と捏造以外のものではなく、従つて当然のことながら、この処分は到底受け入れられない旨を表明し、その「免職」の通達を、直ちに理事長宛に送り返しました。

すべての先進的な学生、ならびに教職員諸君！ 今回の私の処分は、昨年末以来の大学当局の学生に対するあの苛酷な処分攻撃と全く同一な筋書きの上に成り立つものであることを、まず確認しなければならない。その筋書きとは、すでに明らかのように、この理科大学を、自由な学問と研究の場ではなく、抑圧された諸技術の習得の場に、創造的な人間の育成の場ではなく、画一的なもの言わぬ人間の製造の場に変えようと/or>する、今や公然とした大學当局の強権的管理支配体制の確立の下準備に他ならない。

然を都市に、解放を抑圧に、多様な人格を画一的な部品に変える場でしかなかつた。

一昨年の第一次理科大闘争以来、今やこの野田キャンパスは、大小様々な妖怪の巣窟となり果てた。これら妖怪の相貌の怪奇さは、俗に言う「保守反動教育官」という言葉で一括して片づけられるものではない。彼らのうちの者は、一見進歩的なふりを示し、若者の理解者であろうとする。彼らは、必ずしも年老いた頑固者ではなく、むしろその逆だ。彼らの多くの多くはまだ若く、精氣にあふれ、自信に満ちている。彼らはわれわれに、いつときおびえたふりをするが、心の底ではわれわれを馬鹿にしている。というのは、彼らはある信念を、即ち、どんなことが起つてもいすれば自分たちが勝つにちがいないという確信を、何故かもつてゐるからだ。彼らに共通していることは彼らがあらゆる意味において「密告者」であるということだ。彼らの一部は、私のこの一年間の勤務状況を詳細に調べあげた。彼らは共謀し、破廉恥にも各自分担して私の在校日を監視し、その記録を当局に密告した。彼らは、私の行為の落度を虎視眈々とねらい、落度とおぼしきものが見つかるや、直ちに当局に報告した。工業化学科助手小浦延幸は、われわれの暫時の追及を受けるや否や、その夜のうちに当局に密告した。彼らはその時小おどりし、今や彼らの陰湿な策動を完成させる時期が来たと悟つたのである。彼らはまた事実の捏造の名人である。彼らは私が大学で、一、二度飲酒したことをもつて、直ちにアル中教師というイメージをつくりあげた。彼らは、彼らのいう暴力学生と私が会話している現場をみつけることで、私を煽動教師に仕立てあげた。彼らは恥知らずにも、私を紛争の元凶とみなしたのである。暴力学生（もちろん

んそんな者はいないのだが）と親しく話し合うことが何故そんなに悪いことなのか。彼らは、学生との接触と対話を説きながら、一度も学生に心をひらいたことはない。彼らはおそらく恐れているのだ。若者の明るさが彼らの黒々とした世界を照らし出すのを。学生の明析が、彼らの蒙昧を明るみに引き出すのを。彼らはいまだかつて一度も、自分が理解できる以上のことを理解しようとしたことはない。彼らは、もはや完全に敷きつめられたレールの上を、ただ足元をしがめて歩いているだけだ。彼らは未知を恐れる。彼らは彼らのレールのすぐわき、彼らの肉体のすぐ隣りに、ある絶対的な間があることに気づかない。否むしろ気づこうとしない。彼らは生まれながらの知恵によつて、もしされに気づき心をひかれたら最後、彼らのレール、彼らの未来は、もろくも崩れ去ることを知つてゐるのである。

私は、彼らの確信、彼らの感性、彼らの蒙昧のすべてを拒絶する。私は、彼らの頑くなさ、彼らの陰湿さ、彼らの保身の知恵のすべてを弾劾する。彼らに他者の自由を奪い、生活の権利を剥奪する権利はない。彼らの陰湿な感性がキャンパスにはびこり、彼らの野望が完全されるとき、この理科大学野田校舎は、部品人間・製造所に変る。

大学を私物化する輩をすべて追放せよ！  
大学を陰謀家と密告者の巣窟にするな！

キャンパスに自由を 大学に知性を回復させよ！

私は、最後まで東京理科大学建築学科専任講師である。私は斗い、この不当極まりない処分の白紙撤回を断固かちとることを、ここに宣言する。

一九七一年五月一五日

## 斗争宣言

東京理科大学理工学部建築学科専任講師

宮 内 康 夫

理大の学生、教職員に  
再度訴える!!

直ちに処分撤回斗争に立て!!

一 宮内処分の背景—宮内・成瀬支援連絡会議

一九七一・六・一

去る五月一二日、理科大当局が、宮内講師に対し、一方的な、「免職通告」を発してから、既に二〇日間が過ぎようとしている。この間、理科大当局は、教職員組合の学長団交席上での処分理由ならびに手続の不當性の追求にたいしても、言を左右にし、あいまいなまま口をにごし、一方では、再三にわたり、ガードマンを先頭にたて「退去命令」により宮内講師の学外退去を強要し、又官内研究室の鍵を無断で取り替え（成瀬助手も同室であるが、その承諾をも、得ていない）、更に又、官内研究室の電話を撤去するなど、さまざま形で圧力を加えて来る。一方、我々の反撃体制は卒直にいつて充分に構築されたとは言い得ない状況であるのも事実である。

我々はいま、当局の意図的な問題すりかえに対し、再度、今回の一定の処分攻撃の動きを解析し、問題の本質を明るみに出し、我々の反撃体制をより強固なものにせねばならないと考える。

官内講師、成瀬助手の属する理工学部建築学科では、その「教育」内容など、建築学科の在り方にかかる諸点について、一部教師との間に従前より対立が存在していた。この対立とは、一言

でいえば、全く部分に分解されつくされ、もはや敷かれたレールだけに従順な「専門分野」の寄せ集めとしての「建築学」、それに基くところの「建築教育」を、このような状態のまま放置するか否か、という対立であつたと言つてよい。これを否とし、多少なりとも何らかの改変を迫る宮内、成瀬氏に対し（これは当然ながら、彼等一部教師たちの、よつてたつ基盤、従つて漸く手に入れた彼等の「地位」そのものをおびやかすに充分なのであるが）彼等は教室会議の席上でも、まともに対応できず、又しようとせず、唯一言い得たのは「理科大の学生はどうせ卒業しても」使われる「身分にすぎぬのだから、そのように“教育”すればよい」或いは、又見当はずれもはなはだしいのだが「助手にはこのようなことによく口を出す権限はない」ということだけであつた。おそらくこのような状況は建築学科だけでなく、他学科は勿論、他大学においても同様であることは、容易に想像できる。

だから、六八年以降の学生たちの斗争は、このような自らの保身に気をつかい、小心翼々とした教師たちを少くとも当座は困惑の極におとしいれた。彼らは学生達にまともに対応出来ぬことを物のみごとに露呈し、従つて、学生達と多少でも「話をする」部分は全て彼らをおびやかす「敵」に見えたのである。しかし、彼らはある意味で「利巧」であり、彼らの内容とは無関係に、ただその「地位」に附隨する「力」をもつてのみ、学生達に「対応」すべく、体制をたてなおした。彼らは大学の秩序を守ると称し、非常時の名の下に（非常とは彼らにとって非常にすぎぬのだが）ガードマンの常駐、学生の警察への売り渡しなど徹底した学生弾圧体制、及びそのための教職員の一致協力、自主規制体制を構築し下したのである。

この五項目の「処分理由」の不當性は、一読して明らかであるが、同時に、これは、この理大の現状に代表される如き、強権的管理体制下に於いては、あらゆる事態が、一人の人間を抹消するに充分な理由となるのだ、という事実をも如実に示している。

いま、理大、野田校舎（理工学部）は、その環境とはウラハラにまさに灰色の空間である。

ガードマン常駐に示される当局のいう「非常体制」は、大学外の状況と歩調を一にして、いつのまにか、正常化の名の下に「恒常的体制」と化し、管理し、抑圧し「ものを言わせない」ための機構、は、宮内処分を完成せしめることにより、更に強固に築かれようとしている。

そして、一部教師たちは、半ばとまどいながらも喜々として彼らのいう高尚なる学問研究にいそしんでいる。しかし彼らの高尚なる学問研究も、彼らが意識しようがしまいが、この恐るべき管理体制の保護の下でしか生きながらえ得ないのである。何故なら彼ら

「学問研究」の基礎的思想（そんなものがあるのかどうかさえ疑問であるが）は、彼らがその「学問研究」の存在に固執すればするほど、この体制の強固な保護下でなければたちまちにしてその矛盾を露呈し破産することが既に明らかになりすぎるほど明らかだからだ。

我々は今回の宮内・成瀬問題の中にこれらの問題を見出す。

我々は、ガードマンによつて端的に示される理大の管理大制及びその下の安住者・教師たちの学問・研究・教育と対決せざるを得ない。

理大の教職員学生諸君！

ときには露骨に、ときには気付かぬうちに輪がせばめられつゝある。直ちに、この処分攻撃の本質を見ぬき、処分撤回斗争に起ち上ることを我々は再度訴える。

△宮内・成瀬処分策動に対し、反撃体制をさらに強固に構築せよ！

△陰湿な策謀者どもを、その「学問」とともども、徹底的に追及し粉碎せよ！

一九七一年六月一日 宮内・成瀬支援連絡会議

事務局

東京都文京区本郷七一三  
東京大学工学部建築学科内

計画系助手・職員室氣付

八一二一一一一内三二〇三（下山）

## 宮内康夫・成瀬弘助手の処分問題をめぐる事実経過 付 理大学園斗争の記録（五月一五日現在）

文責 宮内・成瀬支援連絡会議

宮内・成瀬の処分問題は、今日の大学における教師と学生の新しい関係を二人が追求し、行動したことから始まっている。従つて、

年月日	事実経過
六九年六月八日	＊宮内研究室封鎖さる（建斗委）
一五日	学生委員会宮内を追及
封鎖解除	
九月一八日	＊全学バリケード封鎖（理工共斗、大学立法粉碎） 前期試験無期延期
二十五日	封鎖自主解除、ロックアウト
二六日	全学無期ストライキ
一〇月二十日	教授総会宮内を追及
二十四日	昼間ロックアウト解除（夜間ロックアウト）
一一月二七日	建斗委学生二一名夜間坐り込み（ロックアウト粉碎、団交要求）
二八日	当局、機動隊導入二一名逮捕
一二月九日	＊教員有志二一名抗議声明（署名入）
一二月中旬	強行授業再開（以後所謂正常化に向う）
月末	＊抗議声明署名者（二一名）を、理事、学部長代行が招喚
〃	教員三名（宮内、成瀬、小谷）期末手当カット
猪川助手辞職（建築 抗議声明署名者）	
名古路助教授辞職（〃）	

七〇年

一月一七日	学部集会
二月三日	*理大教職員組合野田支部結成
三月中旬	官内 卒論採点方式をめぐつて教室会議で対立
四月	官内 教室会議で戸川主任及び教授四名を追及
五月一二日	官内 戸川主任を追及（具申書を公開せよ）
五月二六日	組合、理事と団交
七月七日	官内、教室会議で「具申書」の撤回を要求
九月二八日	*理事、学部長、官内を喰問
九月二九日	自治会、理工共斗前期試験粉碎（学則改悪粉碎、才二次理大斗争突入）
一〇月	大学当局、休校措置で対応
一一月一日	学科単位で”団交”“集会”頻発
一一月一一日	電気工学科教室弾圧
一月一日	電気工学科外逃亡
一月一日	経営工学科
一月一日	*理工学部当局、事態収拾のため「小委員会」を設置
一月二二日	*教授総会、学生四名の処分決定（退学三名、無期停二）
七一年	三浦教授（建築学科主任）学部長代行となる。
一月一日	強行授業再開 「学部説明会」開催
一月一日	(機動隊四〇〇、ガードマン五〇余名)
一月一日	*これは、数学科教室が独自に”団交”を受けようとしたところ当局から団交禁止令が出、以後数学科は学外逃亡
一月一日	*この小委員会がくせものであった。この意図不明な透明な名称をもつた小人数の委員会（構成は、学部長十各学科主任）が以後野田キャンパスで專制の猛威をふるうことになる。
一月一日	*この処分は当初八十余名を予定したもので全くめちゃくちやな・・・・・である。
一月一日	*席上三浦は、「辞職勧告の基礎資料は、建築学科五名（非デザイン系教官三浦、戸川、重倉、富沢、野村）の連名で作成提出した」と明言

教職員全員八時五〇分までに集合し、「点呼」に応ぜよういう申合せ（小委員会提案）、以後「ヶ月以上もこれが続く。

官内、警備ならびに「点呼」を拒否

追加処分（学生一名退学）

\*官内宛「勤務命令」書（点呼に応じ警備活動に従事せよ）学生三名処分撤回要求のハント

小委員会にて、学生処分の再審査要求

\*教授会「宮内・成瀬の辞職は至当である」の決議（小委員会提案）（午後）

大学当局・官内・成瀬を入試監督要員からはずす

官内・成瀬文書にて辞職勧告を拒否

組合野田支部「小委員会」「教授会」宛要望書提出

組合委員、三浦学部長と会談

建築学科教室会議席上、デザイン系五名（堀川、奥平、官内、成瀬、神田）、策謀者（重倉、富沢、野村）を追及

デザイン系教官連名で「小委員会」宛要望書提出

\*三浦学部長、口頭で回答

デザイン系五名、教授会宛要望書提出

官内、東大吉武教授（大学院時代の指導教官）の呼び出しを受け、三浦からおだやかに辞職するよう説得を頼まれた由伝えられる。

\*教員連絡会議は組合に発展的解消

\*これは、建築学科教授五名による学長宛「具申書」（免職請求に近い内容のもの）が直接きっかけである。

\*理大教職員組合野田支部結成

官内 この問題を組合へ提訴

官内 教室会議で戸川主任及び教授四名を追及

官内 戸川主任を追及（具申書を公開せよ）

組合、理事と団交

官内、教室会議で「具申書」の撤回を要求

\*理事、学部長、官内を喰問

自治会、理工共斗前期試験粉碎（学則改悪粉碎、才二次理大斗争突入）

大学当局、休校措置で対応

学科単位で”団交”“集会”頻発

\*当局、数学科教室弾圧

電気工学科外逃亡

経営工学科

\*理工学部当局、事態収拾のため「小委員会」を設置

\*教授総会、学生四名の処分決定（退学三名、無期停二）

三浦教授（建築学科主任）学部長代行となる。

強行授業再開 「学部説明会」開催

(機動隊四〇〇、ガードマン五〇余名)

\*これは、数学科教室が独自に”団交”を受けようとしたところ当局から団交禁止令が出、以後数学科は学外逃亡

\*この小委員会がくせものであった。この意図不明な透明な名称をもつた小人数の委員会（構成は、学部長十各学科主任）が以後野田キャンパスで專制の猛威をふるうことになる。

\*この処分は当初八十余名を予定したもので全くめちゃくちやな・・・・・である。

\*席上三浦は、「辞職勧告の基礎資料は、建築学科五名（非デザイン系教官三浦、戸川、重倉、富沢、野村）の連名で作成提出した」と明言

三月一六日

\*理大學長小谷正雄「宮内・成瀬が業務規定方二一条（降任免職規定）に該当するか否か」の判断のための「諮問委員会」を設置。

一七日 工学部浜田教授、宮内にあり、妥協の勧め

一八日 建築学科教室会議で「辞職勧告理由書」作成者五名を追及  
官内・成瀬及び堀川助教授、田宮組合支部委員長、諮問委員会より呼出通知をうける。

四月 一日 宮内・成瀬、諮問委員長宛要望書提出、要望受け入れぬ場合は、回答拒否を伝える。

二日 諮問委員会開催は、上記四名出席、意見を述べる。宮内・成瀬は回答を拒否

八日 堀川、田宮、宮内、成瀬、諮問委員会宛「意見と要望書」提出助手有志、同委員会宛に「意見書」提出

以後諸問委員会は一回極秘に開催するも「理由」の作成に苦慮。

二八日 諮問委員会「両名は業務規定二一条に該当する」という答申を学部長会議に報告

二九日 小谷学長、宮内・成瀬と非公式会見、諮問委員会の答申内容を伝える。

五月 六日 同日、支援連絡会議、要望書を学長に手渡す。  
成瀬宛の学長名の文書届く、（助手のまゝでおくが、以後厳重に注意せよ）

一一日 小谷学長、宮内と非公式会見、辞表を書くことを要請、宮内、処分理由を追及し、回答を要求

\*諮問委員会は、各学部1名づつで構成  
(計六名)

\*以後、処分前夜まで2ヶ月間、様々なた  
ちの妥協工作と恫喝がなされる、「妥協案」  
の主たる内容は、一旦辞表を書き、その上  
で工学部(神楽坂)の嘱託講師か、非常勤  
講師(いずれも一年契約)の辞令を受ける、  
というもの

\*席上学長は二人に自発的に辞表をかくこと  
を要請、今後の身のふり方についての意見  
を述べる。両名返答せず、五月一〇日までに  
返答を求められる。

五月一四日

宮内「免職処分」の通知(一一日付)と「説明書」を受ける。  
内容を見た上で、直ちに返送。

組合野田支部委員会主催「宮内・成瀬の処分問題について  
の報告集会」開催、教員一〇名、学生三〇〇余名参加。

一五日